

社会保険加入の徹底について

本市では、社会保険加入を徹底するため、以下の取組を実施しています。御理解と御協力をお願いします。

1 社会保険加入状況の確認

予定価格5千万円以下の工事について、全ての下請事業者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を、施工体制台帳等で確認します。

※ 予定価格5千万円超の工事は、これまでどおり京都市公契約基本条例に基づく「労働関係法令遵守状況報告書」で確認します。

【社会保険未加入業者を確認した場合】

- 工事担当課から受注者に未加入業者を確認した旨をお伝えします。
→ 未加入業者に加入指導を行ってください。
- 社会保険未加入業者が適用除外又は加入された場合
→ 未加入業者から下記「問合せ先」へ御連絡ください。(受注者経由でも可)
- 社会保険未加入業者を確認したことを、京都市から建設業許可担当部署に通報します。
→ 未加入事業者に「通報されること」をお伝えください。

2 請負代金内訳書への法定福利費の明示

工事担当課に提出する請負代金内訳書に法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担分）を明示してください。

法定福利費が本市設計の積算額に含まれる法定福利費概算額の2分の1以下の場合は、建設業許可担当部署へ当該事案を通知します。

(本市の社会保険未加入対策はこちらを御覧ください)

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/kouji/kouji.htm>

(問合せ先)

京都市交通局企画総務部企画総務課 契約担当

電話 863-5095

建設業者の社会保険加入の徹底について

～はじめに～

建設業者の社会保険加入の徹底については、国土交通省が建設工事に従事する技能労働者の待遇改善と不適格業者の排除を目的として進めており、地方公共団体にも同様の取組が要請されています。

本市においては、平成28年6月から公契約基本条例に基づき、工事及び工事に類する業務委託（樹木維持管理、街路樹等育成管理、道路清掃、河川美化作業等に係る業務委託契約）（以下「工事等」）のうち、予定価格5千万円超の案件については、受注者及び全ての下請業者に対し労働関係法令遵守状況報告書（以下「遵守状況報告書」）の提出を求め、その中で社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険。以下同じ。）の加入状況を確認し、未加入業者に対して加入指導を行うとともに、国の取組を踏まえつつ、更に以下の取組を実施しています。

- 1 遵守状況報告書の対象外である予定価格5千万円以下の工事等についても、社会保険未加入業者への加入指導と建設業許可担当部署への通報を行う。
- 2 社会保険への加入を一層推進するためには、必要な法定福利費が契約段階から確保されることが重要であることから、原則として受注者が作成する請負代金内訳書に法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担分。以下同じ。）を明示していただく。

1 社会保険加入状況の確認と未加入業者の指導等

(1) 取組の概要

工事担当課において、(2)の対象契約の全ての下請について社会保険の加入状況を確認します。社会保険未加入業者※（以下「未加入業者」という。）を確認した場合は、工事担当課が受注者を通じて指導を行うとともに、本市から建設業許可担当部署（京都府指導検査課等）に通報します。

※ 「社会保険未加入業者」とは、各保険に加入する義務があるにもかかわらず未加入の者をいいます。社会保険加入義務のない事業者（例えば常用労働者5人未満の個人事業主の健康保険、厚生年金保険）は含まれません。

(2) 指導等の対象となる契約

予定価格5千万円以下の工事等（随意契約を含む。小規模修繕※は含まない。）

※ 「小規模修繕」とは、工事等に該当しない原状回復を目的とする小規模な修繕業務をいいます（金額100万円以下）。工事等に該当するものは、契約金額にかかわらず確認・指導等の対象になります。

(3) 社会保険加入状況の確認

ア 施工体制台帳又は再下請負通知書（以下「施工体制台帳等」という。）の受理時、あるいは必要に応じて完了検査時に社会保険の加入状況を確認します。

イ 未加入業者※を確認したときは、以下のとおり対応します。

（ア）受注者に、周知文等を手渡し、当該未加入業者を指導するよう口頭で指示します。

（イ）受注者は、本市が建設業許可担当部署に当該未加入業者を通報する旨を当該未加入業者に伝達してください。

(4) 未加入業者の通報

ア 施工体制台帳等に基づき、本市は未加入業者（建設業許可業者）を建設業許可担当部署に通報します。

イ 受注者又は未加入業者からの連絡で、加入済又は適用除外であることを確認した場合は、通報しません。

2 請負代金内訳書への法定福利費の明示

(1) 取組の概要

社会保険への加入を一層推進するためには、必要な法定福利費が契約段階から確保されることが重要であることから、契約締結後に受注者から工事請負契約約款第3条の規定に基づき工事担当課に提出される請負代金内訳書に法定福利費（当初契約金額に対する概算額）を明示していただきます。

(2) 対象となる契約

工事等(金額は問わない。随意契約を含む。請負代金内訳書の提出を免除する工事等を除く。)

(3) 受注者の皆様に対応いただくこと

契約後、工事担当課に提出する請負代金内訳書に法定福利費が記載してください。記載がない場合は再提出を、法定福利費に疑義がある場合は金額の再確認を求めます。再確認してもなお法定福利費概算額の2分の1以下の場合は、建設業許可担当部署へ通報します。

(参考1) 工事請負契約約款（抄）（令和2年10月1日改正後）

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、契約締結後速やかに設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、内訳書については、発注者においてその必要がないと認めたときは、その提出を免除することができる。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第9条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者が定める期間内に、社会保険未加入者が当該届出をし、その事実を記載した報告書を受注者が発注者に提出したときは、この限りでない。

（1） 健康保険法第48条の規定による届出

（2） 厚生年金保険法第27条の規定による届出

（3） 雇用保険法第7条の規定による届出